

第 59 回

定時株主総会 招集ご通知

平成29年9月1日～平成30年8月31日

日時

平成30年11月29日（木曜日）午前10時

場所

埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地
当社本店 4階会議室

議決権行使期限

平成30年11月28日（水曜日）午後6時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	11
計算書類	28
監査報告書	39

株式会社 島忠

証券コード：8184

招集ご通知

(証券コード 8184)
平成30年11月8日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地

株式会社 **島 忠**

代表取締役社長 岡野 恭明

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成30年11月28日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年11月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地 当社本店 4階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第59期 (平成29年9月1日から平成30年8月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

4. 議決権の行使にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

書面により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
平成30年11月28日（水曜日）午後6時まで
に**到着**するようにご返送ください。

インターネット等により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 4頁の「インターネット等による議決権の行使」をご確認のうえ、
平成30年11月28日（水曜日）午後6時まで
に賛否を**ご入力**ください。

- (注) 1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<http://www.shimachu.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。
 4. 第59回定時株主総会決議等ご通知は、第59回定時株主総会終了後に当社ホームページ (<http://www.shimachu.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の3つの方法があります。



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 平成30年11月29日（木曜日） 午前10時

場 所 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地
当社本店 4階会議室



議決権行使書の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年11月28日（水曜日） 午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号

議決権行使票

お願い

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

株式会社島忠

●こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

否認する場合 | 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 | 「否」の欄に○印

一部の候補者を
否認する場合 | 「賛」の欄に○印
をし、否認する
候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット等による議決権行使に必要な
議決権行使コードとパスワードは裏面に記載されています。

【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、
「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネット等による議決権の行使

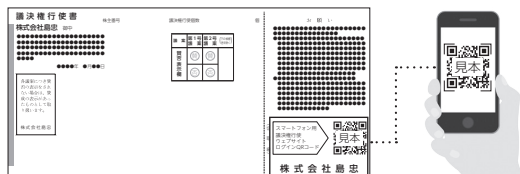
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法によりアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年11月28日（水曜日）午後6時入力分まで

QRコードを読み取る方法 （スマート行使）

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにてログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



注意 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード*を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



【パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて】

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法に関するお問い合わせ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

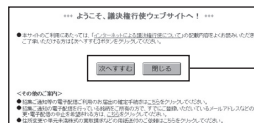
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して実施しております。

当期の期末配当につきましては、上記に基づき1株につき40円といたしたいと存じます。これにより年間の配当金は、中間配当40円と合わせて1株につき80円となります。

また、今後の経営環境の変化に対応した株主還元等の機動的な資本政策を可能にするため、別途積立金の一部を取り崩し繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 1,808,342,160円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 20,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 20,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当			取締役会への出席状況
1	おか の たか あき 岡 野 恭 明	代表取締役社長	再任	社内	16/16回 (100%)
2	くし だ しげ ゆき 櫛 田 茂 幸	取締役開発本部長	再任	社内	16/16回 (100%)
3	おお しま こういちろう 大 島 浩一郎	取締役営業本部長	再任	社内	16/16回 (100%)
4	ほそ かわ ただ ひろ 細 川 忠 祐	取締役管理本部長	再任	社内	16/16回 (100%)
5	おり もと かず や 折 本 和 也	取締役経営企画本部長	再任	社内	13/13回 (100%)
6	え び はら ゆ み 海老原 夕 美	社外取締役	再任	社外 独立	15/16回 (93.7%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">おか の たか あき 岡野 恭明 (昭和47年12月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>平成15年7月 株式会社島忠ホームズ (現島忠) 入社 平成19年9月 当社入社 平成21年8月 当社家具営業部長 平成22年3月 当社家具商品部長 平成24年7月 当社人事部長 平成25年9月 当社執行役員人事部長 平成26年11月 当社取締役人事部長 平成27年7月 当社取締役人事部長兼総務部長 平成27年9月 当社取締役総務部長 平成28年7月 当社取締役家具営業本部長 平成29年3月 当社取締役仙川店統括店長 平成29年8月 当社取締役社長室長 平成29年11月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や管理部門での職務に携わり、平成29年11月から当社代表取締役として、その豊富な経験と深い見識を活かし経営全般に能力を発揮しております。当社を牽引するリーダーとして取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	1,300株
2	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">くし だ しげ ゆき 櫛田 茂幸 (昭和44年1月14日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>平成14年11月 株式会社島忠ホームズ (現島忠) 入社 平成19年9月 当社入社 平成20年2月 当社ホームセンター商品部長 平成23年11月 当社取締役ホームセンター営業副本部長 平成24年9月 当社常務取締役ホームセンター営業本部長 平成25年11月 当社取締役新規事業部長 平成26年6月 当社取締役ホームセンター商品部長 平成27年1月 当社取締役統括商品部長 平成27年7月 当社取締役ホームセンター商品部長兼営業企画室長 平成27年11月 当社取締役ホームセンター商品部長 平成28年7月 当社取締役店舗開発部長 平成29年11月 当社取締役開発本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や商品部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	1,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
3	<p>再任 社内</p> <p>おおしま こういちろう 大島 浩一郎 (昭和44年8月3日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>平成11年2月 当社入社 平成13年7月 当社草加店長 平成18年1月 当社ホームセンター営業部第2営業部長 平成24年7月 当社ホームセンター営業部長 平成25年2月 当社ホームセンターリフォーム部長 平成27年6月 当社ホームセンター営業本部長 平成27年9月 当社執行役員ホームセンター営業本部長 平成27年11月 当社取締役ホームセンター営業本部長 平成29年8月 当社取締役営業本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,200株
4	<p>再任 社内</p> <p>ほそかわ ただひろ 細川 忠祐 (昭和51年1月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 16/16回 (100%)</p>	<p>平成15年10月 当社入社 平成22年6月 当社蘇我店長 平成23年7月 当社家具商品部長 平成25年2月 当社家具リフォーム部長 平成27年2月 当社家具営業本部長 平成27年9月 当社執行役員家具営業本部長 平成27年11月 当社取締役家具営業本部長 平成28年7月 当社取締役販売促進部長 平成29年3月 当社取締役東村山店統括店長 平成29年8月 当社取締役総務部長 平成29年11月 当社取締役管理本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や商品部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
5	<p>再任 社内</p> <p>おりもと かずや 折本和也 (昭和47年9月26日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回 (100%)</p>	<p>平成8年11月 当社入社 平成17年1月 当社草加店長 平成19年6月 当社経理課長 平成23年3月 当社経理部長 平成28年7月 当社執行役員経理部長 平成29年11月 当社取締役経営企画本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や経理部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	1,000株
6	<p>再任 社外 独立</p> <p>えびはら ゆみ 海老原夕美 (昭和22年7月7日生)</p> <p>取締役会への出席状況 15/16回 (93.7%)</p>	<p>昭和57年4月 弁護士登録 昭和60年9月 海老原法律事務所長 (現任) 平成4年4月 さいたま家庭裁判所調停委員 (現任) 平成20年4月 埼玉弁護士会会長 平成25年4月 日本弁護士連合会副会長 平成26年11月 当社社外取締役 (現任)</p> <p><社外取締役候補者とした理由> 同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 海老原夕美氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。
3. 海老原夕美氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者の海老原夕美氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重要な過失がないときに限るものとする。

以上

事業報告 (平成29年9月1日から平成30年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等の回復基調が見られたものの、米国の保護貿易政策を巡る各国の政策動向や中東の地政学的リスクなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

小売業におきましても、顧客のライフスタイルの多様化による消費行動の変化や、業種業態の垣根を越えた競争の激化に加え、Eコマースや個人間のリユース売買などリアル店舗以外での消費の拡大が加速しており、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものとなりました。

このような状況のもと当社は、低迷の続く売上を回復するために、まず、お客様に来店していただくことが最重要であると考え、来店頻度の高い食品スーパーの誘致や百円均一ショップのダイソーの販売代理店展開、Tポイント導入による情報収集とお客様へのポイント還元に取り組んでまいりました。

店舗の状況につきましては、当事業年度中の出店、閉店はございません。既存店におきましては、ダイソーを展開するための改装を9店舗、家具アウトレット店を展開するための改装を2店舗、食品スーパーをテナントとして導入するための改装を1店舗行いました。

設備投資及び資金調達の状況につきましては、当事業年度の設備投資総額は39億円で、その主なものは、新規出店に伴う店舗の建設費であり、すべて自己資金でまかないました。

また、特別損失として36億6千万円を計上いたしました。その主なものは、減損損失及び事業構造改革関連費用であります。

これらの結果、当事業年度の営業収益は1,462億7千2百万円（前期比0.4%減）、営業利益は98億8千8百万円（前期比0.3%増）、経常利益は105億4千1百万円（前期比2.1%減）、当期純利益は43億1百万円（前期比31.5%減）となりました。

今後の見通しと対処すべき課題につきましては、国内の景気動向全体では緩やかな回復基調が継続するものと思われませんが、Eコマース市場の拡大に伴う国内マーケットのシェア争奪の激化や、慢性化した人手不足、サプライチェーン全体のコストアップ等、小売業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されます。こうしたためまぐるしい環境の変化は、当社のコア事業である家具・ホームファッション用品、ホームセンター用品の販売事業の集客力低下をまねき、近年は新規出店であっても収益面で苦戦するようになりました。これは、これまでの成長投資が不十分であったため、従来型と変わる店舗運営の構築や新しい業態を生み出すことが出来なかった結果であります。

このような状況のもと、増収増益決算を軌道にのせ、ROEが資本コストを超える企業体質となる基盤づくりとして、2021年8月期までの3ヵ年を「中期経営計画2021」と位置づけ、最終年度のROE 5%達成に向けて以下のとおり取り組んでまいります。

①店舗開発

- ・既存店の改装・増床の積極推進
- ・従来型店舗の出店抑制とShop in Shopの出店積極化

②業態開発

- ・ライフスタイル提案型売場の積極展開
- ・テナント、フランチャイズの新規導入による集客拡大
- ・インテリアEコマースの体制整備

③コスト構造改革

- ・予測型の発注導入、納品頻度集約等による粗利率改善
- ・物流改革、省人化等による販管費抑制

④経営インフラ整備

- ・人事制度の見直し
- ・業務効率化、セキュリティ向上等を図る情報システムの更新
- ・Tポイントによるデータベースマーケティングの構築
- ・ブランドマネジメントの再構築

⑤その他

- ・M&Aの積極推進

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(報告セグメントの変更に関する事項)

当社は、「家具・ホームファッション用品」と「ホームセンター用品」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、当事業年度より事業部統合による組織変更に伴い、単一セグメントに変更いたしましたのでセグメント情報の記載を省略しております。

- (2) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (3) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

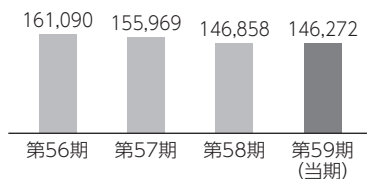
(6) 財産及び損益の状況

期別 項目	第56期 (平成26年9月1日から 平成27年8月31日まで)	第57期 (平成27年9月1日から 平成28年8月31日まで)	第58期 (平成28年9月1日から 平成29年8月31日まで)	第59期(当事業年度) (平成29年9月1日から 平成30年8月31日まで)
営業収益	161,090 ^{百万円}	155,969 ^{百万円}	146,858 ^{百万円}	146,272 ^{百万円}
経常利益	13,488 ^{百万円}	12,718 ^{百万円}	10,766 ^{百万円}	10,541 ^{百万円}
当期純利益	10,440 ^{百万円}	8,926 ^{百万円}	6,277 ^{百万円}	4,301 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益	214.14 ^円	184.23 ^円	132.49 ^円	94.11 ^円
総資産	243,978 ^{百万円}	242,854 ^{百万円}	243,353 ^{百万円}	241,650 ^{百万円}
純資産	197,756 ^{百万円}	201,231 ^{百万円}	199,860 ^{百万円}	194,288 ^{百万円}

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

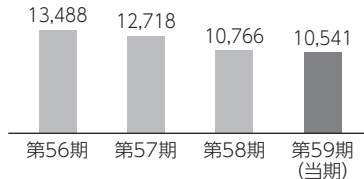
営業収益

単位：百万円



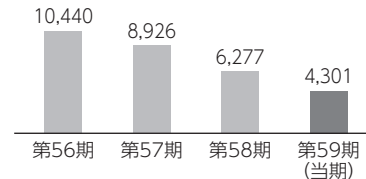
経常利益

単位：百万円



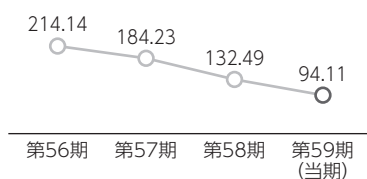
当期純利益

単位：百万円



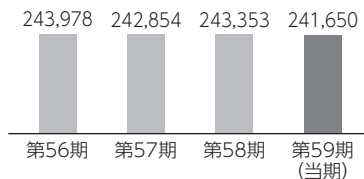
1株当たり当期純利益

単位：円



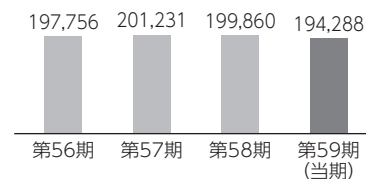
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(7) 主要な事業内容（平成30年8月31日現在）

当社は、家具・インテリア全般と家庭用・園芸用・スポーツ用・レジャー用の商品及び住宅関連用品の小売業を主体とし、その他これに付帯するサービスの提供を行っております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な営業拠点等（平成30年8月31日現在）

① 本部 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地

② 営業店

都府県別	区分	店舗名	店舗数
埼玉県	複合店	草加店、大宮本店、春日部本店、越谷店、和光店、新座店、川口朝日店、ホームズ川越店、ホームズ宮原店、ホームズ三郷中央店、ホームズ草加舎人店、ホームズ浦和南店、ホームズ与野店、ホームズ川越の場店、ホームズ所沢店	15
	家具店	ホームズ春日部店	1
	HC店	エッサン飯能店、加須店、八潮店、浦和中尾店、ホームズ川口店	5
東京都	複合店	大田千鳥店、大谷田店、府中店、江東猿江店、中野店、ホームズ葛西店、ホームズ小平店、ホームズ平井店、ホームズ中野本店、ホームズ足立小台店、ホームズ仙川店、ホームズ昭島店、ホームズ東村山店、ホームズ町田三輪店、ホームズ北赤羽店	15
神奈川県	複合店	横浜店、荏田店、茅ヶ崎店、東戸塚店、海老名店、ホームズ相模原店、ホームズ横須賀店、ホームズ新山下店、ホームズ新川崎店、ホームズ川崎大師店、ホームズ大和店、ホームズ港北高田店	12
千葉県	複合店	ホームズ蘇我店、ホームズ幕張店	2
	家具店	柏店、ホームズ千葉ニュータウン店	2
	HC店	松戸店	1
群馬県	家具店	高崎店	1
栃木県	家具店	足利店	1
大阪府	複合店	ホームズ南津守店、ホームズ寝屋川店、ホームズ鶴見店	3
兵庫県	複合店	ホームズ尼崎店	1
合計		複合店 48店、 家具店 5店、 HC店 6店	59

(注) 複合店は、家具店とHC店を複合した店舗であり、HC店は、ホームセンター店の略であります。

(10) 従業員の状況（平成30年8月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,554名 (2,683名)	83名減 (27名減)	36歳 2ヶ月	9年 1ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業員数を記載しております。

2. 上記の従業員数の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー）であり、人数は1日8時間換算による期中平均人数であります。

(11) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成30年8月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 178,781,799株 |
| ② 発行済株式の総数 | 47,889,104株 |
| ③ 株主数 | 3,601名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,731 千株	10.47 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,967	6.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,888	6.39
アイリスオーヤマ株式会社	2,000	4.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,671	3.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,610	3.56
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,457	3.22
株式会社埼玉りそな銀行	1,342	2.97
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,210	2.68
島 村 均	1,008	2.23

(注) 1. 当社は平成30年8月31日現在、自己株式2,680千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株数は千株未満の端数は切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

ア. 自己株式の取得

平成29年10月13日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 1,843千株

取得価額の総額 5,999百万円

取得した期間 平成29年10月16日～12月28日

イ. 自己株式の消却

平成29年10月13日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数 普通株式 3,500千株

自己株式の消却額 10,545百万円

消却日 平成29年10月31日

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- ③ その他、新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (平成30年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡野 恭 明	
取 締 役	櫛 田 茂 幸	開 発 本 部 長
取 締 役	大 島 浩 一 郎	営 業 本 部 長
取 締 役	細 川 忠 祐	管 理 本 部 長
取 締 役	折 本 和 也	経 営 企 画 本 部 長
取 締 役	海 老 原 夕 美	弁 護 士 (海老原法律事務所長)
取締役 (監査等委員・常勤)	出 村 敏 文	
取締役 (監査等委員)	田 島 康 嗣	税理士 (田島康嗣税理士事務所長) 株式会社一統社外監査役
取締役 (監査等委員)	山 口 廣 男	税理士 (山口廣男税理士事務所長)
取締役 (監査等委員)	久 保 村 康 史	弁 護 士 (久保村法律事務所長)

- (注) 1. 取締役 海老原夕美氏並びに、取締役 (監査等委員) 田島康嗣氏、取締役 (監査等委員) 山口廣男氏及び取締役 (監査等委員) 久保村康史氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 出村敏文氏、取締役 (監査等委員) 田島康嗣氏及び取締役 (監査等委員) 山口廣男氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・ 出村敏文氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・ 田島康嗣氏及び山口廣男氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役 海老原夕美氏並びに、取締役 (監査等委員) 田島康嗣氏、取締役 (監査等委員) 山口廣男氏及び取締役 (監査等委員) 久保村康史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 社外役員その他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載しております。
6. 山下視希夫氏、嶋村崇氏、小堀教夫氏及び平田寛氏は、平成29年11月29日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 出村敏文氏は、平成29年11月29日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、新たに監査等委員である取締役に就任いたしました。
8. 平成29年11月29日開催の第58回定時株主総会において、新たに折本和也氏が選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
岡野 恭 明	取締役社長室長	代表取締役社長	平成29年11月29日
櫛田 茂 幸	取締役店舗開発部長	取締役開発本部長	平成29年11月29日
細川 忠 祐	取締役総務部長	取締役管理本部長	平成29年11月29日

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 (1名)	138百万円 (8百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 (3名)	29百万円 (9百万円)
合計 （うち社外取締役）	15名 (4名)	167百万円 (17百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年11月26日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。またこの内、社外取締役分は10百万円以内。）、取締役（監査等委員）について年額32百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 海老原夕美氏は、海老原法律事務所長を兼務しております。なお、当社と海老原法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）田島康嗣氏は、田島康嗣税理士事務所長及び株式会社一條の社外監査役を兼務しております。なお、当社と田島康嗣税理士事務所及び株式会社一條との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山口廣男氏は、山口廣男税理士事務所長を兼務しております。なお、当社と山口廣男税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）久保村康史氏は、久保村法律事務所長を兼務しております。なお、当社と久保村法律事務所との間に特別な関係はありません。

イ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
取締役	海老原夕美	当事業年度に開催の取締役会16回のうち15回に出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	田島康嗣	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山口廣男	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	久保村康史	当事業年度に開催の取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

(ア) 報酬等の額 24百万円

(イ) 当社が支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社内規範の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義して、以下のコンプライアンス体制を整備し、総務部においてその取り組みを横断的に推進・統括する。
 - ア. 当社は、すべての取締役及び使用人の行動規範としてコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、各自の業務執行にあたり法令、定款、諸規程など、企業倫理の遵守を指導・徹底するとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施する。
 - イ. 監査等委員会及び内部監査室は、職務の遂行状況につき、法令、定款、内部監査規程に基づき適合性の確認を行う。
 - ウ. 法令、諸規程、企業倫理に反する行為を早期に発見し是正することを目的とした社内通報制度を整備し、運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - イ. 取締役又は監査等委員からの閲覧要請があった場合、常時、本社において閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - イ. 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対しては、それぞれ担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行う。
 - ウ. 内部監査室は、リスク管理体制の実効性を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針及び業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う。
 - イ. 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、毎週、経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - ウ. 取締役会の決定に基づく業務執行は、職制規程、職務分掌規程に基づき行う。
- ⑤ 財務の適正性を確保するための体制
- 当社は財務報告の適正性を確保するため金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備することにより、全社的な内部統制や業務プロセスについて、継続的に評価し必要な改善を図るものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ア. 監査等委員会は、内部監査室等の使用人にその職務の補助に必要な業務を命じることができるものとする。その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が意見の交換を行う。
 - イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会が指定した期間においては、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び所属長の指揮命令は受けないものとし、人事評価においても監査等委員会が行う。当該使用人の人事異動に関しては、事前に監査等委員会と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
 - イ. 監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、営業会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人に説明を求める。

- ⑧ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - イ. 監査等委員会は、取締役及び使用人から得た情報について、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
 - ウ. 監査等委員会は、報告を行った取締役及び使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く）と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。
 - イ. 監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなどの連携を図る。
 - ウ. 監査等委員会が、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家と連携を図る機会を確保する。
- ⑪ 反社会的勢力排除のための体制
 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関等より情報を収集し、事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門組織と連携の上、組織として速やかに対応できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は本体制の整備・運用状況について「内部統制方針書」に基づき定期的に評価し、運用上見出された問題点等があった場合は、必要な是正・改善措置を講じております。また、法令や経営環境の変化等に対しても見直しを行い、効果的な体制の整備・運用を実施しております。

当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

取締役会を当事業年度に16回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査等委員会を当事業年度に13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席とともに、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

取締役会全体の実効性評価については、外部機関の助言を得ながら全取締役（監査等委員を含む）を対象に個別にアンケートを実施いたしました。調査結果からは、取締役会の運営等おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性について確保されていると認識いたしました。

コンプライアンスについては、各部署から選任されたコンプライアンス委員が毎月情報交換を行いました。また、コンプライアンス意識の浸透を図るため、様々な職種・役職においてコンプライアンス研修を実施いたしました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	58,086	流動負債	32,677
現金及び預金	22,057	支払手形	271
売掛金	5,474	買掛金	21,415
有価証券	7,567	リース債務	53
商品及び製品	18,042	未払金	2,487
前払費用	767	未払費用	1,346
繰延税金資産	1,008	未払法人税等	1,686
未収入金	555	前受金	2,203
その他	2,614	預り金	328
貸倒引当金	△1	賞与引当金	877
固定資産	183,564	事業構造改革引当金	641
有形固定資産	166,078	その他	1,366
建物	64,421	固定負債	14,685
構築物	1,234	リース債務	189
車輛運搬具	0	退職給付引当金	4,214
工具、器具及び備品	464	資産除去債務	7,007
土地	95,742	長期預り金	3,273
リース資産	216	負債合計	47,362
建設仮勘定	3,998	純 資 産 の 部	
無形固定資産	420	株主資本	194,922
ソフトウェア	344	資本金	16,533
その他	75	資本剰余金	19,344
投資その他の資産	17,065	資本準備金	19,344
投資有価証券	547	利益剰余金	167,549
長期前払費用	1,156	利益準備金	1,295
前払年金費用	425	その他利益剰余金	166,254
繰延税金資産	2,945	固定資産圧縮積立金	140
差入保証金	7,435	別途積立金	164,400
その他	4,759	繰越利益剰余金	1,713
貸倒引当金	△203	自己株式	△8,505
資産合計	241,650	評価・換算差額等	△633
		その他有価証券評価差額金	△633
		純資産合計	194,288
		負債及び純資産合計	241,650

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成29年 9月 1日から)
(平成30年 8月31日まで)

科 目	金 額	
		百万円
売上高		140,199
売上原価		93,975
売上総利益		46,224
不動産賃貸収入		6,072
営業総利益		52,297
販売費及び一般管理費		42,408
営業利益		9,888
営業外収益		
受取利息	3	
有価証券利息	96	
受取配当金	15	
有価証券売却益	61	
受取手数料	359	
自動販売機手数料	143	
その他	182	861
営業外費用		
支払賃借料	144	
その他	64	208
経常利益		10,541
特別利益		
資産除去債務戻入益	5	5
特別損失		
固定資産処分損	30	
減損損失	2,018	
事業構造改革関連費用	1,606	
その他	5	3,660
税引前当期純利益		6,886
法人税、住民税及び事業税	3,207	
法人税等調整額	△622	2,585
当期純利益		4,301

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成29年 9月 1日から)
(平成30年 8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	16,533	19,344	19,344	1,295	145	164,400	11,643	177,484
当期変動額								
剰余金の配当							△3,690	△3,690
当期純利益							4,301	4,301
固定資産圧縮積立金の取崩					△4		4	-
自己株式の取得								
自己株式の消却							△10,545	△10,545
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	△4	-	△9,930	△9,934
当期末残高	16,533	19,344	19,344	1,295	140	164,400	1,713	167,549

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△13,046	200,315	△454	△454	199,860
当期変動額					
剰余金の配当		△3,690			△3,690
当期純利益		4,301			4,301
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△6,004	△6,004			△6,004
自己株式の消却	10,545	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△178	△178	△178
当期変動額合計	4,541	△5,393	△178	△178	△5,572
当期末残高	△8,505	194,922	△633	△633	194,288

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------|---|
| 其他有価証券 | 時価のあるもの |
| | 期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| | 時価のないもの |
| | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主要な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～47年
構 築 物	6年～20年
器 具 備 品	2年～10年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

④ 投資その他の資産（長期前払費用）

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に一括損益処理しております。

④ 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 60,581百万円

2. 担保資産
投資有価証券3百万円を営業保証の担保に提供しております。

[損益計算書に関する注記]

当事業年度において、抜本的な構造改革の実施により経営の合理化を行うために、事業構造改革関連費用を16億6百万円計上しております。主な内訳は、商品廃棄損9億6千5百万円、事業構造改革引当金繰入額が6億4千1百万円であります。

(表示方法の変更)

1. 当社の賃貸用不動産について、従来、不動産賃貸収入は、営業外収益、不動産賃貸原価は営業外費用、賃貸用不動産は投資その他の資産に計上しておりましたが、当事業年度よりそれぞれ、不動産賃貸収入、販売費及び一般管理費及び有形固定資産に計上する方法に変更いたしました。
この変更は、店舗へのテナント誘致によるシナジー効果や保有不動産の有効活用の重要性が増したことから、テナントからの不動産賃貸収入の店舗ごとの収益性をより詳細に管理することになり、その実態をより適切に表示するために行ったものであります。
2. 前事業年度において、営業外収益のその他に含めておりました自動販売機手数料は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	51,389,104	-	3,500,000	47,889,104

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の消却による減少 3,500,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,336,257	1,844,293	3,500,000	2,680,550

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 1,293株
 取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,843,000株
 取締役会決議による自己株式の消却による減少 3,500,000株

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年11月29日 定時株主総会	普通株式	1,882	40.0	平成29年8月31日	平成29年11月30日
平成30年4月12日 取締役会	普通株式	1,808	40.0	平成30年2月28日	平成30年5月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

付議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成30年11月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,808	40.0	平成30年8月31日	平成30年11月30日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	2,134百万円
退職給付引当金	1,283百万円
減損損失	1,237百万円
その他有価証券評価差額金	305百万円
賞与引当金	267百万円
長期預り金	199百万円
事業構造改革引当金	195百万円
未払事業税	108百万円
未払事業所税	107百万円
その他	189百万円
繰延税金資産小計	<u>6,027百万円</u>
評価性引当額	<u>△292百万円</u>
繰延税金資産合計	5,735百万円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務対応分)	△1,575百万円
前払年金費用	△129百万円
その他	△77百万円
繰延税金負債合計	<u>△1,781百万円</u>
繰延税金資産純額	<u>3,953百万円</u>

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。当社は現状、運転資金及び設備投資資金については自己資金で全て賄えており、基本的には外部調達は不要の状況にありますが、大型設備投資等の特別な資金需要が発生した場合は、必要に応じて外部調達をすることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	22,057	22,057	-
(2) 売掛金	5,474	5,474	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,086	8,086	-
(4) 差入保証金	6,117	5,862	△254
資産計	41,735	41,480	△254
(1) 買掛金	21,415	21,415	-
(2) 長期預り金	2,369	2,339	△29
負債計	23,785	23,755	△29

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期預り金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	29
差入保証金(※2)	1,607
長期預り金(※3)	903

(※1) 非上場株式は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 賃貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 差入保証金」には含めておりません。

(※3) 賃貸借期間の延長可能な契約に係る長期預り金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「負債(2) 長期預り金」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都及びその他の地域において、賃貸等不動産を保有しております。また、東京都及びその他の地域において、店舗の一部を賃貸収入を得ることを目的として賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	6,890	△138	6,752	5,520
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	28,176	△1,151	27,025	24,637

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく価額であります。第三者からの取得や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて評価した金額によっております。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

[1 株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,297円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 94円11銭 |

[減損損失に関する注記]

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
埼玉県	店舗	建物・土地等
東京都	店舗	建物等

当社は、資産について店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

当事業年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,018百万円（建物1,720百万円、構築物143百万円、工具、器具及び備品16百万円、土地50百万円、リース資産24百万円、長期前払費用62百万円）を減損損失として計上しました。

[資産除去債務に関する注記]

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約等に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は主に定期借地権契約期間を採用し、割引率は0.0%～1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,023百万円
時の経過による調整額	34百万円
その他増減額（△は減少）	△49百万円
期末残高	7,007百万円

[重要な後発事象に関する注記]

当社は、平成30年10月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、平成31年（2019年）8月期よりの中期経営計画における株主還元方針として、安定的な配当と機動的な自己株式取得により、総還元性向100%超を行うものとしております。この方針に基づき、自己株式取得を行うものであります。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,700,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.0%） |
| (3) 株式取得価額の総額 | 10,000百万円（上限） |
| (4) 取得する期間 | 平成30年（2018年）10月15日 ～ 平成31年（2019年）8月31日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年10月22日

株式会社島忠

取締役会 御中

有限責任 あず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福 田 秀 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 筑 紫 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島忠の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月23日

株式会社 島 忠 監査等委員会

取締役（監査等委員・常勤）	出 村 敏 文	㊟
取締役（監査等委員）	田 島 康 嗣	㊟
取締役（監査等委員）	山 口 廣 男	㊟
取締役（監査等委員）	久保村 康 史	㊟

(注) 監査等委員田島康嗣氏、山口廣男氏及び久保村康史氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市西区三橋5丁目1555番地
当社本店 4階会議室
TEL (048) 624-5861



交通のご案内

- JR線 大宮駅西口よりバス約12分、三橋総合公園南口バス停より徒歩約5分
バス乗場：大宮駅西口バスターミナル ⑤番（佐知川原行）
バス降車：三橋総合公園南口



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用しています。